

2014年(平成26年)12月9日 火曜日

## 石木ダム妨害禁止仮処分

## 審理終了 結論は3月

地裁佐世保

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県が反対派23人に対し付け替え道路着工の妨害行為の禁止を求める仮処分申し立ての第4回審尋が長崎地裁佐世保支部で8日あり、審理を終えた。来

年3月上旬に同支部の決定が出る見込みで、9月から続く審尋の結論は越年する。審尋は非公開。反対派弁護士によると、「県側に求めていた個人ごとの妨害意思や行為の特定、立証についての主張が一切ない」と

する弁護士団に対して県側から反論はないまま、審理が終結した。

支部決定の越年に対し弁護士団は取材に「県が提出したビデオの映像や音声から一つ一つ確認していくためではないか」とした。

県は、7月30日から県有地で着工を試みたが反対派が現場入り口に立ちはだかっただなどとしている。仮処分を8月7日申し立てた。